延岡市役務の提供に係る業務委託契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款に基づき、契約書に定めるもののほか、仕様書（設計書、仕様書、図面、指示書その他の関係書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務に係る委託料を受注者に支払うものとする。

３　発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、契約書若しくはこの約款及び仕様書に定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受注者がこの契約の履行を完了した（この契約を解除した場合を含む。）後も同様とする。

６　契約書及びこの約款に定める催告、請求、承認、通知、申立、解除及び申出は、書面により行わなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めるものについては、この限りでない。

　（業務計画書等の提出）

第２条　発注者は、必要があると認めるときは、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいた業務計画書その他必要な書類を受注者に提出させることができる。

　（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約によって生じる権利、義務又は成果物等を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

　（一括委任等の禁止）

第４条　受注者は、業務の履行について、その全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（監督員）

第５条　発注者は、必要があるときは、受注者の行う業務について監督又は指示を行う監督員を選任し、その氏名を受注者に通知する。その者を変更したときも、同様とする。

（業務責任者）

第６条　受注者は、発注者の指示があるときは、この契約の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（履行状況等の報告）

第７条　受注者は、仕様書の定めるところにより、この契約の履行状況等について発注者に報告しなければならない。

　（契約履行の一時中止）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、この契約の履行の全部又は一部を一時中止することができる。

２　前項の規定により、業務委託料の変更が必要な場合は、次条の規定を準用する。

３　受注者は、天災地変その他受注者の責めに帰さない事由により、契約の履行が不能になったときは、その事由を明示した上で、契約の履行の一時中止を発注者に対して請求することができる。この場合において、当該請求は、履行期限又は契約期間内にしなければならない。

４　発注者は、前項の請求を正当と認めたときは、これを承認し、第26条第１項の賠償金又は同条第２項の違約金の全部又は一部をその日数に限り免除することができる。

（契約の変更）

第９条　発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して仕様書を変更することができる。

２　前項の場合において、履行期間、業務委託料その他この契約に定める条件を変更する必要がある場合には、発注者と受注者とが協議して定める。

３　発注者は、前２項の規定によりこの契約を変更したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第10条　受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した上で、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第11条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第12条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第10条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（損害賠償）

第13条　受注者は、この契約の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

　（検査及び引渡し）

第14条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

（業務委託料の支払）

第15条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

　（第三者による代理受領）

第16条　受注者は、発注者の承認を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をするものとする。

　（発注者の追完請求権及び減額請求権）

第17条　発注者は、業務の履行内容が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」という。）は、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。この場合において、発注者に課される負担の程度については、あらかじめ受注者が発注者に履行の追完方法を説明した上で、発注者と受注者とが協議して判断するものとする。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

　⑴　履行の追完が不能であるとき。

　⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　⑶　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

　⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　第１項の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項及び前項の規定による請求をすることができない。

　（発注者の任意解除権）

第18条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（発注者の催告による解除権）

第19条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　⑴　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

　⑵　履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

　⑶　正当な理由なく、第17条第１項の履行の追完がなされないとき。

　⑷　前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

　（発注者の催告によらない解除権）

第20条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第３条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

⑵　受注者が業務を完了することができないことが明らかであるとき。

⑶　受注者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑷　受注者の業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

⑸　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、受注者が業務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑺　受注者が、暴力団（延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下この条において「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

⑻　契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。

⑼　受注者が第22条又は第23条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

⑽　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合にはその代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ　この契約の一部を第三者に委託する契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク　受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者をこの契約の一部を第三者に委託する契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

⑾　受注者が自ら又は第三者を利用して、発注者に対し暴力的な行為、脅迫的な言動等を用いて不当な要求行為をし、若しくは偽計又は威力を用いて発注者の業務を妨害する行為をしたと認められるとき。

２　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

　⑴　業務の一部の履行が不能であるとき。

　⑵　受注者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条　第19条各号又は前条第１項各号若しくは第２項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第22条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　（受注者の催告によらない解除権）

第23条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第８条又は第９条の規定により仕様書を変更したため、業務委託料が３分の２以上減少したとき。

⑵　第８条第１項の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の５を超えたとき。

　（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条　第22条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第25条　発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、受注者が既にした業務の結果を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第26条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

⑴　履行期間内に業務を完了することができないとき。

⑵　業務の履行内容に契約不適合があるとき。

⑶　第19条又は第20条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき

⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　第19条又は第20条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

⑵　業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　第１項各号又は前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前２項の規定は適用しない。

４　第１項第１号の場合においては、発注者は、業務委託料から受注者が既にした業務に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項本文に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する割合（この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額を請求することができるものとする。

５　第２項の場合（第20条第１項第７号又は第10号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第27条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　発注者の責めに帰すべき理由により、第15条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、前条第４項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（受注者の契約不適合責任の制限等）

第28条　業務の履行内容が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときは、発注者は、仕様書の記載内容又は発注者の指示によって生じた不適合を理由として、第17条第１項の規定による履行の追完の請求、同条第３項の規定による業務委託料の減額の請求、第19条又は第20条の規定による契約の解除及び第26条第１項の規定による損害賠償の請求（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示が不適当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

２　前項本文に規定する場合において、発注者がその不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、請求等をすることができない。

３　前項の規定は、業務が完了した時において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

　（相殺）

第29条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の場合において、相殺の充当の順序は発注者が指定する。

（費用の負担）

第30条　契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（補足）

第31条　この約款に定めのない事項については延岡市契約規則（平成12年延岡市規則第16号）及び延岡市財務会計規則（平成12年延岡市規則第19号）に定めるところによるものとし、約款及び規則に定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（令和６年４月１日延岡市作成）